

令和7年度 木島平中学校「いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・長野県いじめ防止基本方針
- ・市町村いじめ防止基本方針

学校教育目標

心と体をひらいて学ぶ生徒

いじめ体罰対策委員会  
で審議（いじめを認知し、学校で組織的に対応）する場合

○目標設定の方針  
生徒の実態

- ・友だちとかかわり合いながら、進んで活動を進めることができる。
- ・相手の意見を尊重したり、自分の意見を伝えることが苦手な生徒もいる。

保護者・地域の願い

- ・いじめや差別・子ども同士のトラブルを解決する学校であって欲しい。
- ・互いに助け合い、よりよい人間関係を築ける学校であって欲しい。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立って教育活動を行う。
- ・いじめられている生徒を徹底して守り通し、生徒が自らの心中を周囲に相談・表明できるように指導します。
- ・いじめている生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることをきちんと指導します。
- ・望ましい人間関係を醸成する教育活動を進めます。

○教職員の研修

- ・いじめ未然防止のための研修会の実施
- ・児童・保護者のアンケート及び聞き取り調査
- ・アンケート調査、教育相談、生徒面談を実施し、生徒の状況といじめの実態を把握する。

○保護者・地域との連携

- ・保護者との情報交換をする。連絡帳、面談、電話連絡等
- ・PTA・学校運営協議会、民生児童委員等との連携

いじめの未然防止・早期発見のために

- ・不登校いじめ対策委員会（管理職・教務主任・生活指導主任・各担任・養護教諭・SSW）を設置する。
- ・養護教諭を窓口にした「相談コーナー」を設置し、学校だよりやホームページで周知する。
- ・生徒と生徒、生徒と教師が、互恵的関係でつながる日々の授業の充実を図ります。
- ・全教育活動を通じて、道徳教育を充実させ、人権意識を高めます。
- ・開かれた学校づくりを目指し、学校運営協議会との連携を図ります。
- ・ネット上のいじめの動向を把握しながら、情報モラルに関する指導力向上に努めます。
- ・小学校及び高校との交流、縦割り班活動を充実させ、異学年との交流を充実させ、人間関係を築く機会を保障します。

○SSWとの連携

- ・生徒の実態、家庭環境の把握と指導の方策
- ・思春期における生徒の心身の発達に応じた指導内容の共通理解
- ・相談に対するアプローチやケアの検討

| いじめ対応                                 |                                                 |                                          |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------|
| いじめ不登校対策委員会で審議（いじめを認知し、学校で組織的に対応）する場合 |                                                 |                                          |
| ① 実態把握の観点                             | ② 指導・支援の基本姿勢                                    | ③ 被害生徒への支援                               |
| ・当事者双方・関係生徒・周囲の生徒からの聞き取り調査し記録する。      | ・いじめ不登校対策委員会（管理職・教務主任・生活指導主任・各担任・養護教諭・SSW）を設置する | ・温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束し、心の安定を図る。       |
| ・関係教職員・SSWと情報を共有し、事実を正確に把握する。         | ・全教職員の共通理解及び意識の向上を図る。                           | ・いじめられている内容や辛い思いなどを親身になって聴くことで、安心感を持たせる。 |
| ・表面的な事象のみにとらわれず、原因の根幹を探り出す。           | ・対応する教職員の役割分担を考える。                              | ・活動を認め、励ますことで自信を持たせる。                    |
|                                       | ・教育委員会、関係機関との連携を図る。                             | ④ 加害生徒への指導                               |
|                                       | ・いじめられた生徒を保護する（登下校時、休み時間、放課後等）。                 | ・毅然とした態度で、いじめを即刻止めさせる。                   |
|                                       |                                                 | ・いじめが相手をどれほど傷つけ、苦しめているかに気付かせる。           |
|                                       |                                                 | ・いじめてしまう気持ちを聞き、原因を一緒に探り、教師との信頼関係を築く。     |

重大事案への対応

○「重大事案」と判断した場合

①教育委員会に報告し、村教委が設置する組織と連携

②被害生徒への緊急避難措置の検討・実施

③加害生徒への対応を検討

④警察や児相等との連携

⑤緊急保護者会の開催

いじめ体罰対策委員会で審議（教育委員会や関係機関と連携して対応）する場合

○関係諸機関との連携

連携機関→（教育委員会、教育相談所、民生児童委員、児童相談所、警察署等）

| 年 間 指 導 計 画 |                                                                                                       |                   |                      |               |              |                  |                    |             |             |     |    |    |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------|---------------|--------------|------------------|--------------------|-------------|-------------|-----|----|----|
|             | 4月                                                                                                    | 5月                | 6月                   | 7月            | 8月           | 9月               | 10月                | 11月         | 12月         | 1月  | 2月 | 3月 |
| 各教科<br>職員会  | 各学年、教科全般に渡って、いじめを未然に防ぐための取り組みを年間通して実施する<br>（職員会において生徒状況を確認「edu-care」）                                 |                   |                      |               |              |                  |                    |             |             |     |    |    |
| 生活指導        | いじめ体罰対策委員会<br>あいさつ運動                                                                                  |                   | アンケート（アセス）<br>教育相談   |               |              |                  | アンケート（アセス）<br>教育相談 |             | 教育相談        |     |    |    |
| 学校行事        | 入学式<br>修学旅行（3年）                                                                                       |                   | 校外学習（1年）<br>宿泊学習（2年） |               | 始業式          | けやき祭             | 職場体験               | 始業式         |             | 卒業式 |    |    |
| 特別活動        | 学活（ <small>対生活のルール</small> ） 学活（当番・係）→学活（集会活動）→学活（話し合い活動）<br>縦割り活動・ふれあい給食・生徒会・集会活動・音楽集会・放課後学習 3年生を送る会 |                   |                      |               |              |                  |                    |             |             |     |    |    |
| 道 徳         | 集団生活<br>全校道徳(月1)                                                                                      | 役割と責任<br>優しさを育む旬間 | 豊かな心                 | 生命の尊重<br>思いやり | 向上心<br>平和の尊さ | 部落差別<br>人権教育強調月間 | 思いやり               | 生きること<br>理想 | 友情<br>自由と規律 |     |    |    |
| 家庭・地域       | 家庭訪問<br>学校公開                                                                                          | 交通安全教室<br>学校公開    | 三者懇談（3年）<br>学校公開     |               | 学校公開         |                  | 村民祭<br>学校公開        | 三者懇談        | 学校公開        |     |    |    |